

法令名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根拠条項：第23条第1項
処分の概要：犯罪被害者等早期援助団体の指定
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法令の定め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第2項（犯罪被害者等早期援助団体）  犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第1条（指定の申請）、第4条（指定）、第5条（犯罪被害相談員等の要件）、第11条（指定等に関する意見聴取）
準拠基準：犯罪被害者等早期援助団体の指定は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和2年12月15日付け警察庁丙給厚発第132号）の別添を参照して行うものとする。
処理期間：犯罪被害者等早期援助団体の指定については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申請先：茨城県警察本部警務部警務課又は警察署
問い合わせ先：茨城県警察本部警務部警務課
備考：

法 令 名：犯罪被害者等早期援助団体に関する規則
根 拠 条 項：第3条第2項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等 の変更の承認
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項 及び第2項(犯罪被害者等早期援助団体)  犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第1条(指定の申請)、第4条(指定)、第5 条(犯罪被害相談員等の要件)
準拠基準：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の 承認は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体 に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」 （令和2年12月15日付け警察庁丙給厚発第132号）の別添を参照して行うものと する。
処 理 期 間：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等 の変更の承認については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具 体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難で あり、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先：茨城県警察本部警務部警務課又は警察署
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部警務部警務課
備 考：